

四日市港戦略計画

2015~2018

「地域に貢献する、なくてはならない存在としての港湾」をめざして



四日市港管理組合

平成27年4月

四日市港戦略計画 2015～2018 目次

	頁		頁
戦略計画策定の経緯	1	政策2 安全・安心を支える港づくり	18
戦略計画の政策体系	2	施策201	
計画期間	2	安全・安心を支える仕組の充実	21
戦略計画の実施にあたって	3	事業20101	
四日市港戦略計画 政策体系一覧	4	防災体制の推進	22
政策の各ページの見方	5	事業20102	
施策・事業の各ページの見方	6	復旧体制の推進	24
政策1 物流を支える港づくり	8	施策202	
施策101		安全・安心を支える施設の充実	26
物流を支えるサービスの充実	11	事業20201	
事業10101		住民を守る施設の整備	
港湾利用を拡大させる		と維持管理	27
サービスの推進	12	事業20202	
事業10102		港湾活動を守る施設の	
港湾活動を充実させる		整備と維持管理	28
サービスの推進	13	政策3 環境を守り、親しまれる港づくり	30
施策102		施策301	
物流を支える施設の充実	15	環境を守る機会と空間の充実	33
事業10201		事業30101	
港湾施設の整備	16	環境を守る取組の推進	34
事業10202		事業30102	
港湾施設の維持管理	17	環境を守る施設の	
		整備と維持管理	35
		施策302	
		親しまれる機会と空間の充実	36
		事業30201	
		親しまれる港に向けた取組の推進	38
		事業30202	
		親しまれる港に	
		に向けた施設の整備と維持管理	40

戦略計画策定の経緯

四日市港管理組合は、2009年8月に、「地域に貢献する、なくてはならない存在としての四日市港づくり」を基本理念とし、概ね20年後の四日市港のありたい姿として3つの将来像を描いた「四日市港長期構想」（以下「長期構想」と表記）を策定しました。

また、この長期構想をもとに、2011年4月に、目標年次を平成30年代前半とし、四日市港に必要な施設等を各機能別に位置付ける港湾計画の改訂を行いました。

そして、同年9月には、長期構想及び港湾計画を踏まえて当面の課題を整理し、計画的で着実な取組を進めていくため、「四日市港戦略計画2011～2014」を策定し、計画の推進に取り組んできました。

一方、この4年間の計画期間中に、四日市港を取り巻く状況について様々な変化が生じています。荷主企業からは、激化する国際競争の中で、コスト、利便性、安全性等多岐にわたるニーズへの対応が求められています。また、国際的な船会社間の競争が一層激しくなっている中で、船会社からは一層の寄港コストの削減、荷役の迅速化、集荷協力が求められています。

また、南海トラフ地震等の巨大地震発生の切迫性が指摘されている中、施設の老朽化への対応と合わせて国土強靱化に向けた対策に取り組むことが求められています。

さらに、臨海部の公害を経験し、その克服に向けて環境改善に取り組んできた四日市に立地する港湾として、引き続き温室効果ガス排出量の削減や自然環境の保全等の取組が求められるとともに、港という特徴をもった空間の中で、県民・市民が学び、憩い、集うことのできる取組が求められています。

2015年度以降も引き続き、長期構想で示した方向性を実現していくためには、従来の取組を継続していくとともに、こうした状況変化等にも的確に対応していく必要があります。

そこで、四日市港管理組合では、「四日市港戦略計画2015～2018」（以下「戦略計画」と表記）を策定し、引き続き、計画的で着実な政策推進を図っていきます。

戦略計画の政策体系

長期構想では、基本理念として「地域に貢献する、なくてはならない存在としての四日市港づくり」を掲げています。

さらに、長期構想では、この基本理念をめざすため、概ね 20 年後の四日市港のありたい姿として以下の3つの将来像を描きました。

将来像1 「背後圏産業の発展を支えるみなと・四日市港」

将来像2 「都市・住民とともにあるみなと・四日市港」

将来像3 「環境にやさしいみなと・四日市港」

長期構想で示したこれらの方向性の実現に向けて、戦略計画では背後圏産業の国際競争力の維持・強化、地震対策等の国土強靱化、環境の保全や親しまれる港づくり等の諸課題に対して、的確に対応していくため、次の3つの政策を柱とした政策体系とすることとします。

政策1 「物流を支える港づくり」

政策2 「安全・安心を支える港づくり」

政策3 「環境を守り、親しまれる港づくり」

なお、政策体系については、上記政策を頂点とし、政策－施策－事業の3階層で構成します。

計画期間

戦略計画の計画期間については、2015年度から2018年度までの4年間とします。

戦略計画の実施にあたって

(1) 総合行政の観点を踏まえたマネジメント

戦略計画に係るマネジメントについては、毎年度「Plan（企画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）」のマネジメントサイクルを回していくことで、その目標達成に向け着実な進捗を図っていきます。

また、全体最適を重視したマネジメントの中で、組織の枠組を越えた総合的な観点から、各事業の実施が相互の好循環や相乗効果を生み出せるよう配慮しながら進めていきます。

(2) 変化への柔軟な対応

戦略計画においては、計画期間である4年間の取組の中で実現したい到達点を最終（2018）年度の目標として設定しています。

そして、計画期間中の様々な状況変化に応じた、より柔軟かつ的確なマネジメントを実現するため、4年間の計画の中間時点において、目標項目、目標値の再点検を実施します。

また、国等の政策転換等、計画期間中に大きな状況変化があった際には、中間時点における見直しにこだわることなく、計画本体についても、柔軟な姿勢で見直しを行っていきます。

四日市港戦略計画 政策体系一覧



政策の各ページの見方

政策 0 00000

政策の番号と名称を記載しています。

《4年間で目指す姿》

✓ 00000

この政策の推進を通じて実現する4年後の四日市港の姿を記載しています。

四日市港を取り巻く状況

「四日市港戦略計画2011～2014」の策定以降の社会・経済情勢の変化や国等の政策動向を中心に四日市港を取り巻く状況について記載しています。

現状と課題

この政策を推進するにあたって、これまでの取組も踏まえた上での現在の状況と解決しなければならない課題を記載しています。

施策及び事業

この政策を推進するための施策と各施策を構成する事業を体系として整理し、記載しています。

施策・事業の各ページの見方

施策000 00000

施策の番号と名称を記載しています。

目 標	この施策に取り組むことによって得られる、県民・市民等にとっての成果を記載しています。		
目 標 項 目	成果を表す指標を示しています。	目 標 値	2018 年度における目標値を示しています。
		現 状 値 (2014 年度)	現在（最新の実績）の数値を示しています。 注1)

〔目標項目の説明〕

この数値目標の意味、内容、用語の説明等を記載しています。

施策の取組方向

施策の目標を実現するために、四日市港管理組合がこの施策で 4 年間に取り組むことを記載しています。

注1) 現時点で、2014 年度の現状値が把握困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合には「(〇〇年度)」と記載しています。

事業 ○○○○○	○○○○○○○ 事業の番号と名称を記載しています。		
目 標	この事業に取り組むことによって得られる、四日市港管理組合としての活動の成果を記載しています。		
目 標 項 目	成果を表す指標を示しています。	目 標 値	2018年度における目標値を示しています。
		現 状 値	現在（最新の実績）の数値を示しています。注2)

〔目標項目の説明〕

この数値目標の意味、内容、用語の説明等を記載しています。

事業の概要（主な取組内容）

- ○○○○○○○○○○ 事業を構成する主な取組内容の名称を記載しています。
- △△△△・・・・・・。 主な取組内容の具体的な取組を記載しています。

注2) 現時点で、2014年度の現状値が把握困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合には「(○○年度)」と記載しています。

政策 1 物流を支える港づくり

《4年間で目指す姿》

- ✓ 背後圏の産業を支える総合港湾としての機能が充実している港
- ✓ 荷主企業や船会社からもっと選ばれる港

四日市港を取り巻く状況

グローバル化の進展を背景に企業間の国際競争が激化しており、製造業を中心に国内企業は海外展開や現地生産化を進めています。このため、工場の海外移転に伴う輸出の減少や、国内人口の減少に伴うコンテナ輸入貨物の減少等が今後危惧されるところです。

港を利用する荷主企業は、様々なコスト削減に取り組む中で、物流の合理化を最重要課題のひとつと捉えており、「必要な場所に、安価に、確実に」輸送できる物流プロセスの構築が求められています。また、東日本大震災を契機として、不測の事態にも対応できる物流システムの構築が求められています。

また、船会社は、競争が激化している中で、合理化を加速しており、共同運航・アライアンス化、投入船舶の大型化、燃料費削減を目的とした減速航行等を行うとともに、寄港地の絞り込みを進めています。このため、一層の寄港コストの削減、荷役の迅速化、集荷協力が求められています。

一方、国においては、東アジアの主要港との競争の中で、スーパー中核港湾政策から国際コンテナ戦略港湾政策への転換を行い、一層の選択と集中を図っているところです。

現状と課題

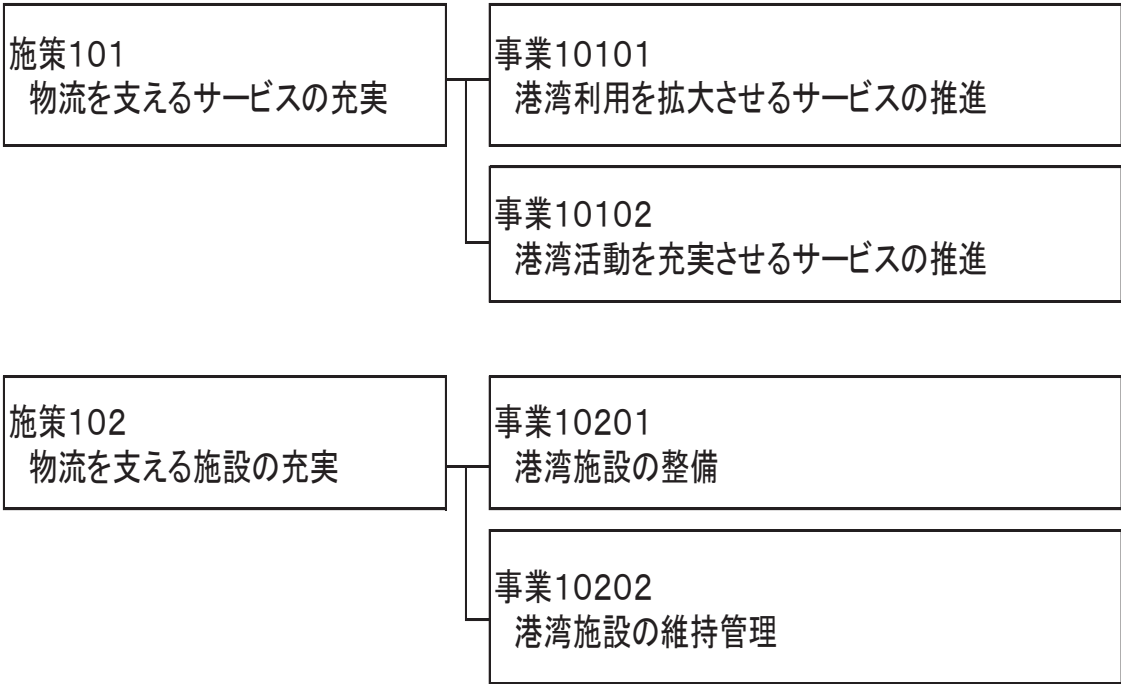
四日市港は、原油、LNG、石炭をはじめとした多くのバルク貨物やコンテナ貨物等を幅広く取り扱う総合港湾であり、外資コンテナ取扱量は2013年まで4年連続過去最高を更新してきたものの、2014年は前年よりも減少しました。

2013年度に実施された「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」の結果によれば、県内貨物の四日市港利用率は5年前に比べ増加しているものの、依然として31.6%と、低い水準にとどまっています。荷主企業からは航路数が不足している、船会社からは寄港できるだけの貨物量が不足しているという声が寄せられており、一層の利用促進を図っていく必要があります。

また、四日市港は、国の港湾政策上、名古屋港と連携して中部地域の国際海上コンテナを取り扱うこととされ、国際戦略港湾である京浜港や阪神港に次ぐ重要な港湾として位置づけられており、今後も製造業を中心とした中部圏の産業を物流面から支えていく必要があります。

一方、四日市港は、長い歴史を有する港であることから、港湾施設の老朽化率が全国平均に比べ高くなっており、今後、老朽化に伴う施設の機能低下への対策を進めていく必要があります。

施策及び事業



施策 101 物流を支えるサービスの充実

目 標	航路誘致や集荷対策、港湾活動支援サービスの適切な提供等が進められることにより、荷主企業や船会社の利用が増加している		
目 標 項 目	総取扱貨物量	目 標 値	6,400万トン (2018年)
		現 状 値 (2014年度)	6,195万トン (2014年速報値)

〔目標項目の説明〕

四日市港において1年間(1月～12月)に取り扱った海上出入貨物の総量(重量ベース)

施策の取組方向

より多くの荷主企業や船会社から選ばれる港となるため、荷主企業と船会社に対して、四日市港の更なる利用の拡大に向けた取組を進めていきます。

荷主企業に向けては、企業ニーズの収集・分析を進め、新規寄港の実現性の高い船会社や航路の条件整理等を行いながら、内航定期航路も含めたコンテナ定期航路網の拡充と維持・安定化を図ります。

船会社に向けては、コンテナ定期航路を維持し、新たな航路が拡充できるだけの取扱貨物量がある港にするため、四日市港利用促進協議会を核とした官民連携によるポートセールス体制を強化するとともに、三重県、四日市市及び近隣自治体や経済団体等と連携した戦略的なポートセールスを荷主企業に対して展開します。また、グリーン物流促進補助制度等を活用し、新規貨物を獲得していくとともに、既存の荷主企業を対象とした集荷拡大にも取り組みます。さらに、名古屋港と連携した伊勢湾としての利用促進を図ります。

港湾運営については、港湾運送事業者等との連携のもと、荷主企業や船会社のニーズに対し、港湾施設の弾力的な運営に取り組むとともに、効率的かつ質の高い港湾サービスを提供するため、港湾運営会社制度の活用による民の視点を取り入れた施設運営の実現を図ります。

また、港湾活動の安全性の向上を図るため、改正 SOLAS 条約に対応した保安対策等を確実に実施します。

事業 10101	港湾利用を拡大させるサービスの推進		
目 標	荷主企業や船会社のニーズに沿った航路誘致や集荷対策を進めることにより、荷主企業や船会社の経済性が向上している		
目 項 標 目	外貿コンテナ取扱量	目 標 値	250,000TEU (2018年)
		現 状 値	179,359TEU (2014年速報値)

〔目標項目の説明〕

四日市港において1年間(1月～12月)に取り扱った外貿コンテナの量(20フィートコンテナに換算したコンテナの個数)

事業の概要（主な取組内容）

① 航路サービスの維持・拡充

荷主企業にとって、必要な場所に、安価に、確実に、貨物を輸送できる航路サービスが提供されている港にするため、企業ニーズの収集・分析を進め、実現性の高い船会社や航路の条件整理等を行いながら、船会社を対象としたインセンティブ等を拡充し、内航定期航路も含めたコンテナ定期航路網の拡充と維持・安定化を図ります。

② 集荷対策による取扱貨物量の拡大

船会社にとって、コンテナ定期航路を安定して維持できるとともに、新たな航路を拡充できるだけの取扱貨物量がある港にするため、四日市港利用促進協議会を核とした官民連携によるポートセールス体制を強化するとともに、三重県、四日市市及び近隣自治体や経済団体等と連携した戦略的なポートセールスを荷主企業に対して展開します。

また、荷主企業が四日市港を使いたくなるよう、グリーン物流促進補助制度に加えて、新たに創設した利用拡大支援補助制度を活用することにより、新規の荷主企業だけでなく、既存の荷主企業への支援も強化するとともに、特区の活用や規制緩和等による新規貨物の獲得にも取り組むことにより、貨物量の拡大を図ります。

③ 伊勢湾連携による利用促進

伊勢湾としての利用促進を図るため、伊勢湾連携協議会の活動を通じて、関係者間で情報共有しつつ、名古屋港と連携し、公共港湾コストの低減を検討するとともに、協働でポートセールスを実施します。

事業 10102	港湾活動を充実させるサービスの推進		
目 標	港湾活動支援サービスの適切な提供や港湾運営の民営化等を進めることにより、港湾活動の効率性、安全性が高まっている		
目 項 標 目	港湾施設（上屋、荷さばき地等）の利用率	目 標 値	85%
		現 状 値 (2014 年度)	84% (2013 年度)

〔目標項目の説明〕

港湾施設（上屋、モータープール、荷さばき地、野積場、石炭保管用地）の100%利用時に得られる収入に対する実績値の割合

事業の概要（主な取組内容）

① 港湾活動支援サービスの提供

船舶の入出港が安全かつ効率的に行われるようにするため、船会社に対して、適切な船席指定を行うとともに、ひき船サービス等の各種サービスを適切に提供・斡旋します。

また、荷役作業が効率的に行われるよう、上屋、荷さばき地等の利用者間の調整や物流の変化を的確に把握し取扱貨物の再配置に取り組む等、利用者のニーズに柔軟に対応することにより、運用の最適化を図ります。

② 港湾運営の民営化

荷主企業や船会社に対して、更に質の高い港湾サービスを提供するため、港湾運営会社制度の活用による民の視点を取り入れたコンテナ埠頭の一体的な運営体制を構築し、ターミナル運営の効率化を図ります。

また、伊勢湾としての港湾施設の適切な提供や港湾サービスの向上が図られるよう、湾で一の港湾運営会社について、関係者間で協議・調整を行います。

③ 保安対策の実施

港湾活動が安全に実施できるようにするため、重要国際埠頭施設において、改正SOLAS条約に対応した入出管理を適切に実施するとともに、保安設備を適切に維持管理することにより、国際航海船舶への不審者、不審物の進入等保安事件の発生を防止します。

また、四日市港の保安の向上及び入出管理の強化を図るため、関係行政機関及び関係団体と連携・協力し、情報共有を行うとともに、四日市港テロ対策合同訓練を実施します。

施策 102 物流を支える施設の充実

目 標	物流需要に対応した施設整備や施設の適切な維持管理が進められることにより、荷主企業や船会社の利用が増加している		
目 標 項 目	効率的に利用されている 公共岸壁の割合	目 標 値	60% (2018 年)
		現 状 値 (2014 年度)	51% (2014 年速報値)

〔目標項目の説明〕

1年間（1月～12月）に取り扱った海上出入貨物量（重量ベース）の実績が港湾計画策定時に計画された貨物量の75%以上となっている公共岸壁の割合

施策の取組方向

物流の低コスト化や迅速化を図るため、コンテナクレーンの増設や物流センターの新設に必要な基盤整備等、荷主企業や船会社の要請に速やかに応えていきます。

また、企業等と調整を図りながら、物流の高度化や企業立地の面で活用が期待される港湾関連用地の有効活用等、臨港地区内における土地利用について検討を進めます。

さらには、安く、早く、安全な物流システムに貢献する霞4号幹線の早期整備に取り組むとともに、東海環状自動車道の西回り区間、新名神高速道路や国道1号北勢バイパス等周辺道路の早期整備について整備主体に対し、要望していきます。

必要な物流機能を維持していくため、港湾施設の利用者である港湾運送事業者等のニーズに基づき、優先順位を付けた上で、国の支援制度も活用しながら、岸壁、上屋等の港湾施設の適切な維持管理を実施します。

加えて、港湾活動における物流機能の維持及び港湾活動の安全確保のため、航路・泊地の維持浚渫を適切に実施するほか、維持浚渫を継続して実施できるよう浚渫土砂の受入先を確保します。

事業 10201	港湾施設の整備		
目 標	物流需要に対応した港湾施設や道路網の整備を進めることにより、荷主企業や船会社の利便性や物流の信頼性が高まっている		
目 標 項 目	新たに整備が完了する施設数	目 標 値	3施設
		現 状 値 (2014年度)	—

〔目標項目の説明〕

新たに整備が完了する荷役施設、臨港道路等の数

事業の概要（主な取組内容）

① 荷役施設の増強

港内での荷役時間を短縮し、増加するコンテナ貨物量や大型化するコンテナ船に対応するため、霞ヶ浦地区北埠頭80号岸壁において、コンテナクレーンを1基増設し、計3基体制を実現します。

② 霞ヶ浦地区北埠頭港湾関連用地の整備

物流施設の高機能化等に資する物流施設の再編・高度化を促進し、物流の効率化とコスト低減を図るため、霞ヶ浦地区北埠頭港湾関連用地において、民間事業者による物流センター建設を支援するための基盤整備を行います。

③ 臨港地区内における土地利用の検討

臨港地区の活性化のため、物流の変化を的確に把握し、未利用となっている港湾関連用地の利用等について検討するとともに、将来的な四日市地区から霞ヶ浦地区への機能集約を視野に入れつつ、効率的な配置を検討します。

また、コンテナ取扱量の増加に的確に対応していくため、今後のコンテナ取扱量の推移予測を行い、新たなコンテナターミナル整備の必要性について検討します。

④ 霞4号幹線の完成

貨物輸送の定時性・即時性の確保、環境負荷の低減及び災害時のアクセスのリダンダンシー機能の確保を図るため、臨港道路霞4号幹線の早期完成に向けて、事業主体である国に協力し、事業がより円滑に進捗できるよう、地元住民や関係行政機関との協議・調整を引き続き行います。

⑤ 高規格道路網の整備促進

安く、早く、安全な物流システムの構築に貢献するため、国等の整備主体に対して東海環状自動車道の西回り区間、新名神高速道路や国道1号北勢バイパス等周辺道路の整備について要望します。

事業 10202	港湾施設の維持管理		
目 標	港湾施設の長寿命化対策や水域の適切な管理を進めることにより、物流の安全性や信頼性が高まっている		
目 標 項 目	新たに耐震補強及び劣化対策が完了する上屋の数	目 標 値	4棟
		現 状 値 (2014年度)	—

〔目標項目の説明〕

上屋等耐震補強計画に基づき、新たに耐震補強及び劣化対策が完了する上屋数

事業の概要（主な取組内容）

① 港湾施設の適切な維持管理

岸壁等の港湾施設が適切に維持管理され、将来にわたり必要な機能を港湾利用者に安定提供するため、「維持管理計画¹」に基づき、定期点検を実施します。また、国とともに、「予防保全計画²」を見直し、施設の用途廃止も含めて、計画的・効果的な維持補修を実施します。

さらに、既に耐用年数を経過して老朽化が著しく進んだ上屋やコンテナクレーン等については、劣化対策や耐震補強による大規模改修を計画的に実施し、機能を回復させます。

これらの取組のほか、機能維持のための早期対策が必要と判断される劣化や損傷等が確認された港湾施設については、随時、応急対策を実施します。

② 航路・泊地の維持浚渫

貨物輸送コストの低減のため、航路・泊地の水深不足に伴う喫水制限により、船舶の積載貨物を減載させることがないよう、航路・泊地の維持浚渫を実施します。

③ 浚渫土砂受入先の確保

港湾活動における物流機能の維持のため、航路・泊地の維持浚渫を継続して実施できるよう、完成後の土地利用も見据え、石原地区における堤防の^{かさ}高上の検討及び整備を行うとともに、新たな浚渫土砂受入先の可能性についても検討します。

1 維持管理計画：港湾施設の効率的・効果的な維持管理・更新を図ることを目的として、岸壁や防波堤等の施設毎に点検診断や補修対策の時期・方法等を定めた計画。

2 予防保全計画：港湾施設の効率的・効果的な維持管理・更新を図ることを目的として、施設の利用上の重要性や劣化度等から四日市港全体の港湾施設の維持管理優先順位を定めた計画。

政策 2 安全・安心を支える港づくり

《4年間で目指す姿》

- ✓ 背後地の住民・企業や港の利用者等の生命・財産を守る港
- ✓ 被災後、速やかに背後地の復旧・復興を支える港

四日市港を取り巻く状況

東日本大震災の経験を通じて、「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策の限界が明らかとなり、避難誘導対策や被災後の復旧体制の構築等、一層のソフト対策の充実が求められています。

また、国や三重県によって、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（概ね数百年から千年に1回程度の頻度で発生する津波）も含めた幅広いケースを想定した被害想定が公表されており、これまで想定外とされてきた大規模な地震災害にも備えた地震・津波対策が求められています。

こうした中、国は、このような最大クラスの津波については、防波堤や海岸保全施設を越波しても減災機能を発揮できるような施設整備に取り組むことを新たな方針として「大規模地震防災・減災対策大綱」等に盛り込んでいます。

2014年6月には、南海トラフ地震等の発生の切迫性から、海岸管理における減災対策が明確化される等「海岸の防災・減災対策の強化」、急速な老朽化が見込まれる「海岸保全施設の適切な維持管理等の推進」を目的として海岸法の改正が行われました。このほか、国土強靱化基本計画においては、地震・津波、高潮等の自然災害に対応した海岸保全施設の整備をはじめとした国土保全対策や、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画の策定等による老朽化対策等を進める方針を打ち出しています。

このように、東日本大震災以降、地震・津波対策について様々な検討が進められる中で、事前の防災対策により高潮や津波から背後地を防護することや被災後の港湾利用者等の避難誘導、緊急物資の輸送や復旧・復興活動を支えるという港湾の果たすべき役割が明確化されるとともに、その重要性が改めて認識されるようになっており、四日市港としても、こうした役割をしっかりと果たしていくことが求められています。

現状と課題

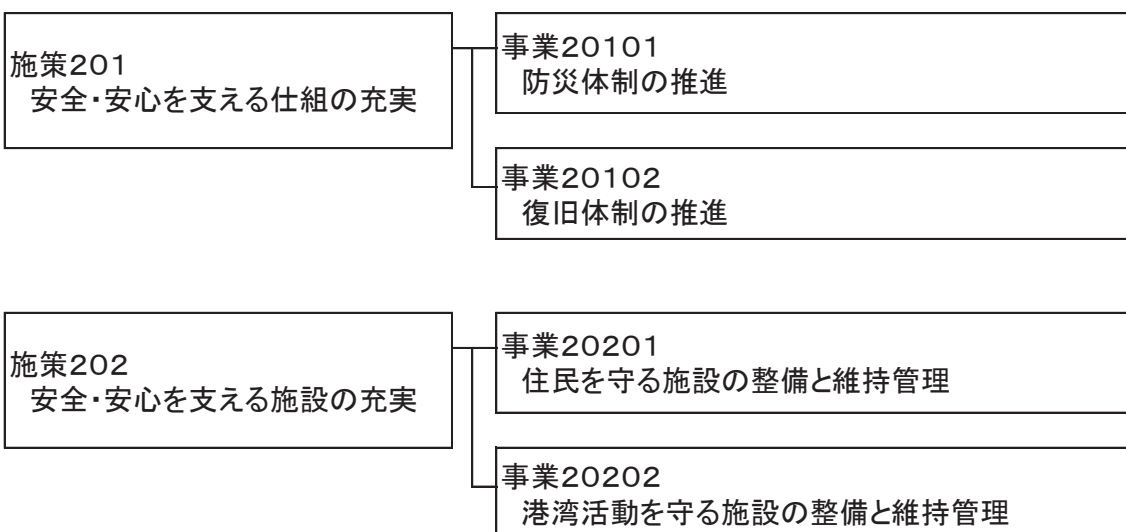
三重県が公表している被害想定において、四日市市における死者数は、プレート境界型の南海トラフ地震で最大約2,400人、内陸直下型においても、例えば養老-桑名-四日市断層帯地震によって最大で約2,800人に上るとされています。また、臨海部に集積している我が国有数の石油化学コンビナートにおいては、背後地の安全の確保、エネルギーの安定供給といった観点から地震・津波に対する一層の安全性の確保が必要となっています。

一方で、四日市港の海岸保全施設の大部分が伊勢湾台風による被害の発生を受けて整備されたものであり、老朽化が進行しています。また、四日市港管理組合が管理している海岸保全施設 19.6kmのうち、5.0kmが現行の耐震基準を満たしておらず、対策完了までかなりの期間を要することから、耐地震・津波性能のより効率的・効果的な強化が必要となっています。さらに、民間が管理している海岸保全施設 2.1 kmのうち、1.0 kmについても所有者の費用負担が大きいこと等から対策が進んでおらず、効果的な耐震対策が必要となっています。

また、上屋等をはじめとする老朽化が進んだ港湾施設についても、耐震補強や劣化対策を進める必要があります。

このほか、四日市港の港湾区域には、プレジャーボート等の放置艇が約 330 隻あり、そのうちの一部が沈没船化しています。また、清掃船の老朽化が進んでおり、ゴミ収集能力等が著しく低下している等、船舶航行の安全を確保するための対策を進める必要があります。

施策及び事業



施策 201 安全・安心を支える仕組の充実

目 標	災害や復旧に備えた体制が整備されることにより、背後地の住民・企業や港の利用者等の安全性や安心感が増している		
目 標 項 目	防災訓練への参加人数	目 標 値	50 人/回
		現 状 値 (2014 年度)	43 人/回 (2013 年度)

〔目標項目の説明〕

四日市港管理組合が実施する防潮扉閉鎖訓練や津波避難訓練等への他団体等からの参加人数（訓練実施 1 回あたりの平均参加者数）

施策の取組方向

四日市港管理組合は、地震・津波・高潮等の自然災害に対し、海岸管理者・港湾管理者として、背後地の住民・企業を守るための防潮扉の閉鎖や、港内の人々の避難誘導等の防災対策と、被災した施設の修繕等港湾機能回復のための復旧対策を担っています。

このため、地震・津波・高潮等の災害に備える防災体制が災害時にその機能を十分に発揮できるよう、津波協定先等を対象に防潮扉操作説明会・実動訓練等を行うことにより、防災体制の更なる充実を図ります。

また、港湾利用者等の安全を確保するため、被災時に避難が確実に行われるよう、「四日市港地震・津波避難誘導計画」に基づき、関係団体・機関と情報共有を行いつつ、訓練を実施するほか、計画の検証、見直しを進めます。

加えて、他機関が主催する防災訓練にも積極的に参加することにより、防災関係機関との連携を強化していきます。

このほか、油等の流出による海洋汚染や海上災害を最小限に抑えるため、四日市海上保安部の指揮のもと、「四日市港湾災害対策協議会」の一員として、防災活動に参加する等、関係機関との連携や防災体制の充実強化に努めます。

一方、被災後、速やかに緊急物資や通常貨物の輸送機能を回復するため、関係団体・機関との連携による訓練等を通じて、各港湾機能継続計画の充実を進めるとともに、「四日市港管理組合業務継続計画」で想定する諸課題の解決に取り組むことにより、復旧体制の更なる充実を図ります。

事業 20101	防災体制の推進		
目 標	住民・企業や港湾関係機関等との連携による研修・訓練を通じた初動体制等の確認・検証・見直しを進めることにより、災害に備えた体制の実効性が高まっている		
目 標 項 目	防災訓練等の年間実施回数	目 標 値	18回
		現 状 値 (2014年度)	8回

〔目標項目の説明〕

防災訓練や研修を実施した回数及び他団体等が実施する防災訓練等に参加した回数（年間実施回数）

事業の概要（主な取組内容）

① 防潮扉の閉鎖体制の充実

背後地の住民や企業を津波・高潮等から守ることを目的とした防潮壁や防潮扉等の海岸保全施設の防護機能が十分に発揮されるよう、近隣の住民や企業・団体と締結した「津波発生時等における防潮扉及び樋門の開閉作業に関する協定³」等に基づき、防潮扉操作説明会・実動訓練を実施し、閉鎖能力の向上に取り組めます。また、海岸保全施設の防護機能の確保・向上のため、あまり利用されていない防潮扉の常時閉鎖化・^{へきか}壁化を推進します。

② 避難誘導體制の充実

地震・津波発生時に、港内の堤外地（防潮堤の外側の地域）にいる人々が安全かつ迅速に避難することができるよう、「四日市港地震・津波避難誘導計画⁴」に基づき、実効性のある地震・津波避難訓練を実施するとともに、堤外地に立地する港湾利用企業やコンビナート企業等、関係者の意見を取り入れる等により、同計画の検証、見直しを行っていきます。

また、安全・確実な避難活動を実現するため、避難の場所や経路を明示した防災マップを作り、近隣地域住民や関係者に配布し、啓発に努めるほか、港を訪れた人にも分かり易い避難誘導標識の設置等を進めます。

さらに、堤外地において地震・津波等の災害に関する情報の伝達を確実に実施できるよう、防災行政無線の増設を促進します。

³ 津波発生時等における防潮扉及び樋門の開閉作業に関する協定：背後地を津波から守ることを目的として、津波発生時等における地元自治会や近隣企業等による自発的・積極的な防潮扉等の閉鎖の実施を内容とする協定。

⁴ 四日市港地震・津波避難誘導計画：南海トラフ地震等の発生時における堤外地の人々の人命の確保を目的として、国、三重県、四日市市等の防災関係団体・機関や港湾利用企業・団体等の参画のもと、一時避難場所や避難経路、情報伝達体制等を定めた計画。

③ 四日市港管理組合の防災体制の充実

地震・津波・高潮等の災害時に、四日市港管理組合が海岸管理者・港湾管理者としての役割を十分に発揮できるよう、「四日市港管理組合防災体制要綱⁵」に基づき、職員研修や防災訓練を実施するとともに、当該要綱について検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。

また、災害時の情報伝達や防災活動が円滑に実施できるよう、国、三重県、四日市市等の他機関が主催する防災訓練にも積極的に参加し、連携を強化します。

④ 油等の流出事故に備えた対応体制の充実

油や有害物質等の流出により海洋汚染や海上災害の発生又は発生危険性がある場合において、災害を最小限に抑えるため、四日市海上保安部の指揮のもと、官民で組織する「四日市港湾災害対策協議会⁶」の一員として、防災活動に参加します。

また、年1回の同協議会が実施する大量流出油防除、船舶火災及び人命救助等の訓練に参加することにより、関係機関との連携や防災体制の充実強化を図ります。

⁵ 四日市港管理組合防災体制要綱：管理組合における防災に必要な体制や活動に関する基本的な事項を定めた要綱。

⁶ 四日市港湾災害対策協議会：四日市港において海洋汚染又は海上災害が発生した際、会員が行う防災活動の緊密な連絡調整を図ることを目的として、四日市海上保安部長を会長として、1968年に設立された協議会。同協議会は、四日市海上保安部長を会長として、会員数は官民合わせて58機関で構成されている。

事業 20102		復旧体制の推進	
目 標		関係団体・機関との連携による訓練等を通じた港湾機能継続計画等の復旧計画の確認・検証・見直しを進めることにより、復旧に備えた体制の実効性が高まっている	
目 項 標 目	四日市港港湾機能継続計画等に基づき実施する訓練の年間実施回数	目 標 値	3回
		現 状 値 (2014年度)	2回

〔目標項目の説明〕

四日市港港湾機能継続計画や伊勢湾港湾機能継続計画等の災害時の復旧行動に係る計画に基づき実施する訓練の回数（年間実施回数）

事業の概要（主な取組内容）

① 関係団体・機関との連携による復旧体制の充実

地震・津波等による災害時において、四日市港の緊急物資や通常貨物の輸送機能を早期に回復するため、「四日市港港湾機能継続計画⁷」を充実することにより、関係団体・機関と連携した復旧体制の構築に取り組みます。

港湾管理者として航路の啓開、岸壁背後のヤードの応急復旧、臨港道路の啓開等の役割を果たすことができるよう、関係者と連携し、訓練を実施するとともに、同計画の継続的な検証・見直し等を行います。

また、伊勢湾全域に被害を及ぼす広域災害の発生時においても、「四日市港港湾機能継続計画」が機能するよう、「伊勢湾港湾機能継続計画⁸」の策定に参加し、広域的な連携体制の構築に取り組むとともに、四日市港の港湾機能の回復に他港湾からの支援が必要な事態を想定して、伊勢湾内以外の国内他港湾との相互支援体制の構築を進めていきます。

② 四日市港管理組合の復旧体制の充実

地震・津波等による災害時において、四日市港管理組合が海岸管理者・港湾管理者としての役割を果たせるようにするため、速やかに復旧業務が開始できるよう、職員安否確認参集システムの確認訓練や災害時の業務マニュアルの整備を行うとともに、復旧業務をスムーズに行えるよう業務マニュアル訓練を行うほか、停電に備え可搬式電源の設置を行う等復旧体制の充実に取り組みます。

⁷ 四日市港港湾機能継続計画：四日市港における航路等の港湾施設の復旧作業に関して、国、三重県、四日市市、業界団体等の関係者の役割分担や復旧方法を事前に明確化した行動計画。同計画は、緊急物資輸送に関する行動計画と通常貨物輸送に関する行動計画により構成され、緊急物資輸送に関する行動計画については2013年度に策定している。

⁸ 伊勢湾港湾機能継続計画：伊勢湾内における航路啓開や復旧作業に必要な資機材の調達等における関係者間の連携体制を定めた行動計画。

施策 202 安全・安心を支える施設の充実

目 標	海岸保全施設や港湾施設の適切な地震・津波対策や老朽化対策が進められることにより、背後地の住民・企業や港の利用者等の安全性や安心感が増している		
目 標 項 目	耐震対策により安全度が高まる建築物の棟数	目 標 値	46 棟
		現 状 値 (2014 年度)	12 棟

〔目標項目の説明〕

護岸の耐震対策により、構造物の安定を図ることで、安全度が高まる護岸背後の民家等の棟数及び耐震対策により安全度が高まる上屋の棟数（累計）

施策の取組方向

津波、高潮等の災害から背後地の住民や企業を守るため、海岸保全施設の効率的・効果的な整備を進めるための「海岸保全基本計画」の策定を三重県とともに進めるほか、切迫する南海トラフ地震等の地震災害を考慮し、効果的な整備手法についても検討を行いながら、海岸保全施設の整備等の対策を順次進めます。

また、海岸保全施設の「長寿命化計画」の策定や計画に基づく点検・補修等の適切な維持管理を行うことにより必要な防護機能を確保するとともに、コンビナート企業等の民間の海岸保全施設についても、国からの支援も得ながら、適切な維持管理を促進します。

港湾活動の安全を確保するため、優先順位を付けた上で、岸壁、上屋等の港湾施設の維持管理を実施するほか、老朽化が著しく進行し、危険性が高い施設について、応急的な対策を実施します。

また、船舶航行の安全性を確保するため、航路・泊地の維持浚渫を実施するとともに、維持浚渫を継続していけるように浚渫土砂受入先の確保を行います。加えて、放置艇の解消に向けて関係者による検討体制の構築や計画の策定、計画に基づく対策の実行等放置艇対策を適切に推進するほか、老朽化した清掃船の代替船の建造を進める等、適切な清港活動を実施します。

さらに、災害時に港湾施設へのアクセス等が機能するよう臨港道路の整備や航路啓開等の対策を進めます。

このほか、不審者や不審車両等の侵入を防止し、港湾活動の安全性の向上を図るため、改正 SOLAS 条約に対応した保安対策等を確実に実施します。

事業 20201	住民を守る施設の整備と維持管理		
目 標	海岸保全施設の耐震強化整備や長寿命化対策等を進めることにより、津波・高潮等の自然災害に対する防護機能が高まっている		
目 標 項 目	新たに耐震対策が完了する海岸保全施設延長	目 標 値	190 m
		現 状 値 (2014年度)	—

〔目標項目の説明〕

四日市港管理組合が管理する海岸保全施設のうち、新たに地震対策が完了する海岸保全施設の延長

事業の概要（主な取組内容）

① 海岸保全施設の整備

津波・高潮等の災害から背後地の住民や企業を守るため、現在整備を進めている富田港地区海岸の耐震補強整備の進捗を図るとともに、老朽化した住吉運河護岸の地震対策を進めます。

また、海岸保全施設の効率的・効果的な整備を進めるため、三重県とともに「海岸保全基本計画⁹」を策定し、対策が必要な箇所について耐震補強整備を順次進めるとともに、効果的な整備手法についても検討を行います。

このほか、高潮による浸水被害を防止するために、豊栄樋門排水機場について必要な対策を検討します。

② 海岸保全施設の長寿命化と適切な維持管理

海岸保全施設の防護機能を維持するため、「長寿命化計画¹⁰」を策定の上、同計画に基づき計画的・効果的な維持管理を実施します。

これらの取組のほか、機能維持のための早期対策が必要と判断される劣化や損傷等が確認された施設については、応急対策を実施します。

また、民有海岸保全施設についても適切な維持管理が実施されるよう、海岸管理者として適切に管理監督を行うとともに、民間事業者が実施する対策への支援制度の充実を国に対して働きかける等、耐震性能等の機能確保に向けて取り組みます。

⁹ 海岸保全基本計画: 海岸の保全の長期的な方向性のほか、海岸の防護、海岸環境の整備・保全、海岸の利用に関する取組や海岸保全施設の整備等についての基本的な事項を定めた計画。

¹⁰ 長寿命化計画: 防潮壁・扉や水門等の海岸保全施設全体について、点検や修繕の方法・実施時期等を定めた計画。

事業 20202	港湾活動を守る施設の整備と維持管理		
目 標	港湾施設の長寿命化対策や水域の適切な管理を進めることにより、港湾活動の安全性が高まっている		
目 標 項 目	新たに安全対策が完了する施設数	目 標 値	11 施設
		現 状 値 (2014 年度)	—

〔目標項目の説明〕

地震・津波や老朽化への対応として整備、改修を行う港湾施設等の数

事業の概要（主な取組内容）

① 港湾施設の適切な維持管理【一部再掲】

岸壁等における港湾活動の安全性を確保するため、「維持管理計画」に基づき、定期点検を実施します。また、国とともに、「予防保全計画」を見直し、施設の用途廃止も含めて、計画的・効果的な維持補修を実施します。

さらに、既に耐用年数を経過して老朽化が著しく進んだ上屋やコンテナクレーン等については、劣化対策や耐震補強による大規模改修を計画的に実施し、機能を回復させます。

これらの取組のほか、早期対策が必要と判断される劣化や損傷等が確認された危険性が高い施設については、背後の施設、航路・泊地等への影響度を見極めながら、随時、応急対策を実施します。

② 航路・泊地の維持浚渫【再掲】

航路・泊地の水深不足に伴う座礁事故の発生等を防止し、船舶航行の安全性を確保するため、航路・泊地の維持浚渫を実施します。

③ 浚渫土砂受入先の確保【再掲】

港湾活動の安全確保のため、航路・泊地の維持浚渫を継続して実施できるよう、完成後の土地利用も見据え、石原地区における堤防の嵩上^{かさ}の検討及び整備を行うとともに、新たな浚渫土砂受入先の可能性についても検討します。

④ 放置艇対策の推進

船舶の航行安全性を確保するため、関係者による検討体制を構築した上で、放置艇解消に向けた計画を策定し、策定した計画に基づき、保管能力の向上と規制措置による対策を進めます。

⑤ 清港活動の適切な実施

船舶の航行安全を確保するため、老朽化し、ごみ収集能力等の低下が進んでいる清掃船の代替船を建造して、効率的な海面清掃を行います。

⑥ 霞4号幹線の完成【再掲】

災害時のアクセスのリダンダンシー機能の確保を図るため、臨港道路霞4号幹線の早期完成に向けて、事業主体である国に協力し、事業がより円滑に促進できるよう、地元住民や関係行政機関との協議・調整を引き続き行います。

⑦ 港湾区域における巡視活動の維持

船舶航行の安全を確保するためには、航路・泊地の水深を把握することが重要であることから、港内巡視船の機能を適切に維持し、効率的な水深管理を行います。

また、港内巡視船は、被災後における港湾機能の早期復旧のための航路啓開作業において重要な役割を担うことになるため、当該巡視船の係留施設を津波発災時にも流失しにくい「杭式浮棧橋」構造で整備します。

⑧ 保安対策の実施【再掲】

港湾活動が安全に実施できるようにするため、重要国際埠頭施設において、改正SOLAS条約に対応した入出管理を適切に実施するとともに、保安設備を適切に維持管理することにより、国際航海船舶への不審者、不審物の進入等保安事件の発生を防止します。

また、四日市港の保安の向上及び入出管理の強化を図るため、関係行政機関及び関係団体と連携・協力し、情報共有を行うとともに、四日市港テロ対策合同訓練を実施します。

政策 3 環境を守り、親しまれる港づくり

《4年間で目指す姿》

- ✓ 地球環境や自然環境の保全に貢献する港
- ✓ 県民・市民が身近に感じる港

四日市港を取り巻く状況

四日市港は、我が国を代表する工業港として、背後圏域の産業構造の変化に柔軟に対応しながら、地域の産業や経済の発展に大きく貢献してきました。その一方で、臨海部における公害を経験し、市民、事業者及び行政が一体となって大幅な環境改善に取り組んできました。また、今日の環境問題は、こうした問題に加えて、地球温暖化対策や生物多様性の保全等の地球規模の環境問題から、騒音、水質等、生活に密着した環境の保全に至るまで広範囲にわたっており、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むことが一層求められています。

中でも、地球温暖化対策については、東日本大震災以降の電力供給構造の変化に伴い、温室効果ガスの排出量が増加しており、排出量の大部分を占めている事業活動によって発生する温室効果ガスの削減を図るため、より一層の環境負荷低減に取り組むことが求められています。

また、工業港として発展してきた歴史的な経緯から、港が県民・市民から遠い存在として捉えられてきました。しかしながら、古い歴史を有する四日市港は、港町としての風情が残る独特の景観やレトロな雰囲気を持った空間が存在する一方で、霞ヶ浦地区には、三重県一高いビルで四日市港のシンボルでもあるポートビルや霞港公園、港を臨む富双緑地等の人が集う施設が整備されています。

こうした中、余暇生活をより重視する傾向が高まる等、人々のライフスタイルが変化し、多様化していることもあって、港や港と地域との関わりに対する関心が高まるとともに、歴史的な景観を残した運河やポートビルからのコンビナート夜景等が内陸部にはない魅力的な空間として注目を浴びてきており、憩いや安らぎといった生活に潤いを与える場としての期待も寄せられています。

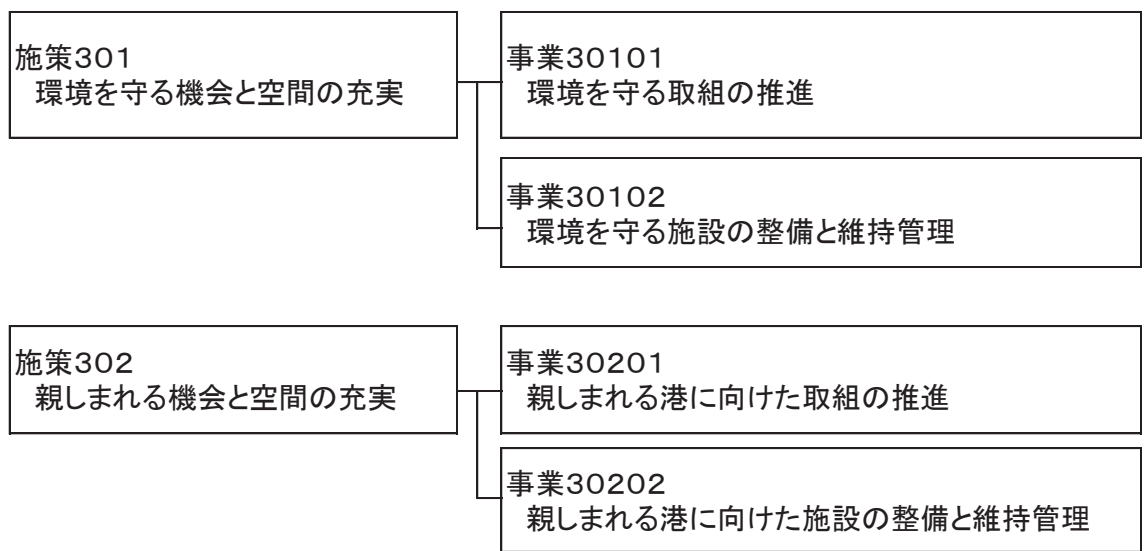
現状と課題

これまで、緑地の整備や水質調査等、自然環境の保全に取り組むこととともに、2012年6月に全国の港湾で初めてとなる、港湾事業者、行政機関等から構成される「四日市港温室効果ガス削減協議会」を設立する等、環境への貢献を重要な課題として捉え、「環境にやさしい港づくり」に取り組んできました。今後も、環境への貢献という視点は、四日市港の運営に求められることから、こうした取組を充実していく必要があります。

一方、水際線には工場地帯が広がり、国道23号やJR線によって市街地と分断されている四日市港は、県民・市民にとって未だ心理的には遠い存在であることも否定できません。また、霞ヶ浦地区に整備されたポートビルや緑地・公園についても、これまで様々なイベントを開催してきたほか、近隣住民によるスポーツ利用等の場として活用されているものの、まだまだ十分に活用されているとは言えません。そのため、港の歴史や役割、地域との関わり等についても、もっと多くの県民・市民に理解してもらうことや利用者である県民・市民の視点に立って施設の利用を積極的に促進していくことが必要です。

このため、今後は、四日市市の進める「港と一体となったまちづくり」や四日市観光協会等の関係団体の取組とも連携しながら、多くの県民・市民がこれらの空間を利用して学び、憩い、集うことがさらにできるよう取組を進めていく必要があります。

施策及び事業



施策 301 環境を守る機会と空間の充実

目 標	水環境の保全、環境学習等の実施や海浜・干潟等の自然環境の保全、温室効果ガスの削減効果のある施設の整備等が進められることにより、環境保全が進んでいる		
目 標 項 目	温室効果ガスの削減量	目 標 値	1,540 トン
		現 状 値 (2014 年度)	1,284 トン (2013 年度)

〔目標項目の説明〕

四日市港温室効果ガス削減推進協議会や四日市港管理組合地球温暖化対策実行計画（第3次）によって実施した取組により削減した CO2 の量

施策の取組方向

環境への貢献に向けて、ソフト面では、貴重な自然海浜である高松海岸や港内の水環境の保全、藻場の再生に向けた取組等、関係者と連携しながら生物多様性や自然環境の保全の取組を促進します。

また、地球温暖化への対応として、「四日市港温室効果ガス削減協議会」や「霞ヶ浦地区環境行動推進協議会（KIEPS）」等と連携しながら、温室効果ガス削減に寄与する荷役機械の導入促進等の港湾活動等に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

ハード面では、四日市港を利用する人々が憩い、くつろぐことができる空間を維持するため、既存の緑地・公園の適切な維持管理を進めます。

また、生物多様性や自然環境の保全、温室効果ガスの削減等に向けて、新たな環境保全に寄与する施設整備の検討を進めます。

さらに、良好な水域環境を維持するため、放置艇の解消に向けて、関係者による検討体制の構築や計画の策定、当該計画に基づく対策の実行等放置艇対策を適切に推進するとともに、老朽化した清掃船の代替船の建造を進める等、適切な清港活動を実施します。

事業 30101	環境を守る取組の推進		
目 標	水環境の保全や環境学習等を実施することにより、自然環境の保全や温室効果ガスの削減が進むとともに、環境保全に対する県民・市民の理解が深まっている		
目 標 目	環境学習に参加した人数	目 標 値	200人/年
		現 状 値 (2014年度)	150人/年 (2013年度)

〔目標項目の説明〕

四日市港管理組合が実施する環境学習等に参加した人数

事業の概要（主な取組内容）

① 環境学習の実施

身近な自然や生き物とふれあい、生物多様性の理解を深めるため、県民・市民を対象とした生き物観察会やみなと講座を吉崎海岸や高松干潟で開催するとともに、エコクルーズの実施や、県民・市民を対象とした環境学習の場の提供を行います。

② 水環境の保全、藻場の再生に向けた取組

港内の水環境の保全のため、港内の水域の5地点で水質等の調査を定期的実施するとともに、水質浄化等に寄与する藻場の再生にむけた実証実験を行います。

③ 伊勢湾再生に向けた取組

陸域から伊勢湾に流入する汚濁負荷の削減や海域環境の改善を図るため、伊勢湾沿岸及び流域に接する自治体等で構成した「伊勢湾再生推進会議」で策定された「伊勢湾再生行動計画」に基づき、関係機関等と協力して、水質一斉モニタリングや伊勢湾の環境改善に向けた啓発活動等の伊勢湾の再生に向けた取組を推進します。

④ 温室効果ガス削減に向けた取組

四日市港の港湾活動から発生する温室効果ガスの削減を図るため、港湾事業者、関係団体、行政機関等で構成する「四日市港温室効果ガス削減協議会」や、温室効果ガスの排出削減に向けて自主的かつ積極的な環境保全への取組を推進するため、霞ヶ浦地区の立地企業等で構成する「霞ヶ浦地区環境行動推進協議会（KIEPS）」等と連携しながら、温室効果ガス削減に寄与する荷役機械の導入促進等の港湾活動等に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。

⑤ グリーン物流の促進【一部再掲】

コンテナ貨物輸送から生じる環境負荷の低減を図るため、グリーン物流促進補助制度等を活用して、企業に対して四日市港利用を働きかけることにより、貨物輸送時に発生する温室効果ガス排出量の削減又は抑制しようとする荷主企業の取組を支援します。

事業 30102		環境を守る施設の整備と維持管理	
目 標		海浜・干潟等の保全や船舶への陸電供給施設の整備を進めることにより、自然環境の保全や温室効果ガスの削減が進んでいる	
目 標 項 目	新たに整備が完了する施設数	目 標 値	8施設
		現 状 値 (2014年度)	—

〔目標項目の説明〕

生物多様性や自然環境の保全、温室効果ガスの削減等環境保全のために新たに整備した施設数

事業の概要（主な取組内容）

① 緑地・公園の適切な維持管理

四日市港を訪れる人々や四日市港で働く人々が憩い、くつろぐことのできる空間を提供するため、緑地・公園の定期的パトロール、清掃活動、剪定及び除草等による維持管理を実施します。

② 新たな環境空間の形成

環境保全に資する生物多様性を確保するため、埋立中の石原地区の一部を野鳥等が飛来する緑地として活用することができるよう、覆土を実施します。

③ 海浜の保全、創造及び干潟の保全

生物多様性や自然環境の保全を図るため、高松海岸において環境学習に必要な施設の整備を進めるとともに、吉崎海岸の保全・創造に向けて関係者と協議を行います。

④ 温室効果ガスの削減に向けた施設の整備

照明や空調等の停泊中の船舶に必要な電力を船舶のエンジン等で発電する方式から、より温室効果ガスの発生が少ない陸上から送電する方式へと切り替えることで、港内で発生する温室効果ガスを削減するため、停泊中の船舶に電力を供給する陸電供給施設を整備します。

⑤ 放置艇対策の推進【再掲】

良好な水域環境を確保するため、関係者による検討体制を構築した上で、放置艇解消に向けた計画を策定し、策定した計画に基づき、保管能力の向上と規制措置による対策を進めます。

⑥ 清港活動の適切な実施【再掲】

良好な水域環境を確保するため、老朽化し、ごみ収集能力等の低下が進んでいる清掃船の代替船を建造して、効率的な海面清掃を行います。

施策 302 親しまれる機会と空間の充実

目 標	港を学び、憩い、集うことのできる機会と空間が拡大されることにより、四日市港を訪れる人が増加している		
目 標 項 目	四日市港への来港者数	目 標 値	100,000 人
		現 状 値 (2014 年度)	92,898 人 (2013 年度)

〔目標項目の説明〕

四日市港管理組合が関わる、四日市港で開催されるイベントの参加者数、公園・緑地等の利用者数及び展望展示室の入場者数

施策の取組方向

親しまれる港づくりに向けては、港湾機能や集客施設の集積する霞ヶ浦地区と、開港以来、港の発展を支えてきた四日市地区のそれぞれの特性を活かし、港全体が魅力ある空間として人々の関心を惹くとともに、身近に感じてもらえるような取組を進めます。

霞ヶ浦地区については、憩いの場として賑わいを創出できる施設が集積しています。こうした特性を活かし、ポートビルを核に、引き続き学校教育・社会教育の場として提供するほか、展望展示室からの眺望等を活かしながら、若者や家族連れ等、より多くの県民・市民が来訪し、満足できる空間としていきます。さらに、海や港ならではの魅力を活かした取組を進めていきます。

また、富双緑地をはじめとした緑地空間については、水際線や広大な芝生広場等を有しているという特性を活かし、スポーツ等の場として地元自治会等に対して利用を働きかけるほか、利用しやすい環境整備を進めます。これに加えて、案内標識の設置等によりアクセスの向上を図るとともに、隣接する霞ヶ浦緑地内の集客施設等とをネットワーク化する等、来訪者が回遊できる取組を進めます。

このほか、施設の整備や改修の際には、親水機能を持たせる等、新たな港湾空間の付加・整備についても検討します。

一方、四日市地区については、四日市市の中心市街地に近接するとともに、歴史的・文化的資源や運河等の港ならではの景観が存在しています。こうした特性を活かし、景観を周遊できる機会を提供する等、中心市街地の人の流れを港へ誘導する取組を進めます。

また、千歳運河周辺の景観やレクリエーション機能に配慮しながら、千歳4号物揚場の緑地整備を進めるとともに、千歳運河周辺等の歴史的・文化的資源等を活かしつつ、より多くの県民・市民が訪れ、憩うことができるよう、立地

企業等との調整を図りながら、土地利用規制の見直しを進めます。

こうした親しまれる港に向けた取組を効果的に推進するため、三重県・四日市市、民間企業等と積極的に連携・協力していくとともに、NPO 団体等の積極的な参画を促すことで、担い手の発掘、育成、定着に取り組みます。

このほか、メディアへの情報提供等、四日市港のアピールを積極的に行います。

事業 30201	親しまれる港に向けた取組の推進		
目 標	賑わいや憩い、歴史的・文化的資源とふれあう機会を充実することにより、四日市港への関心が高まっている		
目 標 項 目	四日市港におけるイベント等の開催件数	目 標 値	65 件
		現 状 値 (2014 年度)	54 件 (2013 年度)

〔目標項目の説明〕

四日市港を会場に開催されるイベント（※）等で、四日市港管理組合で把握可能なもの。
※四日市港のPRや情報発信等を目的とした企画事業のほか、県民・市民等の主催によるものを含む。

事業の概要（主な取組内容）

① 工業港ならではの魅力にふれる機会の拡充

霞ヶ浦地区においては、より多くの県民・市民が工業港としての四日市港の魅力にふれることができるよう、ポートビルを核に、学校教育・社会教育の場を提供します。これに加えて、若者や家族連れ等にも一層利用してもらえよう、四日市市や四日市観光協会が進めている産業観光の取組とも連携する等、コンビナート夜景等の展望展示室からの眺望や霞港公園等の施設を活用していきます。

また、海や港ならではの魅力を活かした取組として、四日市港まつり実行委員会の一員として「四日市港まつり」を開催するとともに、四日市港客船誘致協議会に参画して客船誘致を行うほか、帆船・艦船の寄港誘致等にも取り組みます。

このほか、2018年にはシドニー港姉妹提携50周年を迎えることから、シドニー港との新しい交流のあり方について検討を進めます。

② 緑地空間の利用促進

富双緑地をはじめとした緑地空間について、スポーツや文化活動、各種大会・イベントの場としてより多くの県民・市民から活用してもらえよう、地元の自治会をはじめとする諸団体へ働きかけていきます。また、利用状況等をホームページで閲覧できるようにすることや利用手続の電子化を進める等、県民・市民から利用してもらいやすい環境整備を進めます。

このほか、緑地・公園と隣接する霞ヶ浦緑地内の集客施設等とをネットワーク化した緑地マップの作成や、「みなとオアシス制度¹¹」等の活用による港のPR及びイメージアップに取り組みます。

¹¹ みなとオアシス制度：「みなと」の施設やスペースを活用した地域活性化を目指す住民参加型の取組に対して、「みなとオアシス」として国が認定・登録を行い、重点的なPRや事業支援等を行う制度。

③ 歴史的・文化的資源等とふれあう機会の拡充

多くの県民・市民が歴史的・文化的資源や運河等の港ならではの景観とふれあうことができるよう、ガイドツアーやウォーキング大会等を、四日市市・JR・近鉄等にも協力・連携を求めながら実施する等、中心市街地から港への人の流れを創出するための取組を進めます。

また、倉庫等の遊休施設について、県民・市民が利用できるよう、土地利用規制を踏まえながら、活用が進むような仕組等について検討していきます。

④ 効果的な推進体制の構築と情報発信・PRの強化

親しまれる港に向けた取組を効果的に推進するため、三重県・四日市市の観光、文化、環境、教育等の施策や民間企業等の取組について、場所の提供やイベントの共同開催を行う等、積極的に連携・協力していきます。

また、「四日市みなと講座」を開講し、修了生に港の案内役等として活躍の場を提供していくとともに、港の語り部としても活動しているNPO団体と連携を深めることで、担い手の発掘、育成、定着に取り組みます。

さらに、報道関係者等のメディアに提供する等、四日市港のアピールを積極的に行います。

事業 30202	親しまれる港に向けた施設の整備と維持管理		
目 標	歴史的・文化的資源や緑地等を活かし、景観に配慮した整備を行うことにより、港の空間としての魅力が向上している		
目 項 標 目	千歳運河における緑地整備延長	目 標 値	250m
		現 状 値 (2014年度)	25m

〔目標項目の説明〕

千歳4号物揚場（全延長 250m）を緑地として再整備する延長

事業の概要（主な取組内容）

① 千歳地区の緑地の整備

港における親しまれる空間を拡大するため、千歳運河周辺の景観やレクリエーション機能に配慮しつつ、末広橋梁に隣接した千歳4号物揚場を活用し、県民・市民が港に親しむことができる緑地とアクセスを向上させる利便施設を整備します。

② 臨港地区内における土地利用規制の見直し

千歳運河周辺等の地区において、歴史的・文化的資源等を活かし、港を訪れる人を増やすため、訪れた人々が憩うための利便施設等の立地が可能となるよう、土地利用規制の見直しを行います。

また、その他の地区においても、土地利用状況等を踏まえて、土地利用規制の見直しを行います。

③ 緑地・公園等の施設の充実

緑地・公園・魚釣り施設やポートビル等の施設について適切に維持管理していくとともに、こうした施設の魅力をさらに向上させるため、利用者のニーズを把握し、イルミネーションや遊具等必要な設備の設置を検討します。また、それらの場所を分かりやすく案内するため、案内標識の設置を行う等、アクセスと回遊性の向上を図ります。

